

講習科目の受講の一部が免除される者（技能講習規程）

区分	受講の免除を受けることができる者	免除される講習科目
1	<p>① 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の3に規定する建設機械施工技術検定のうち、1級の技術検定に合格した者で実地試験においてトラクター系建設機械操作施工法を選択しなかったもの又は2級の技術検定で昭和48年建設省告示第860号に定められた第2種から第6種までの種別に該当するものに合格した者</p> <p>② 道路交通法（昭和35年法律第105号）第84条第3項の大型特殊自動車免許を有する者</p> <p>③ 道路交通法第84条第3項の大型自動車免許、中型自動車免許又は普通自動車免許を有し、かつ、令第20条第12号若しくは安衛則第36条第9号の業務のうち令別表第7第1号、第2号若しくは第6号に掲げる建設機械の運転の業務又は令第20条第14号若しくは安衛則第36条第5号の3の業務に、3ヶ月以上従事した経験を有する者</p> <p>④ 車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習又は車両系建設機械（解体用）運転技能講習を修了した者</p>	<p>走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識</p> <p>走行の操作</p>
2	<p>令第20条第12号若しくは安衛則第36条第9号の業務のうち令別表第7第1号、第2号若しくは第6号に掲げる建設機械の運転の業務又は令第20条第14号若しくは安衛則第36条第5号の3の業務に6ヶ月以上従事した経験を有する者</p>	<p>走行の操作</p>
3	<p>車両系建設機械（基礎工事用）運転技能講習を修了した者</p>	<p>走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識</p>

備考：安衛則第36条第9号、第5号の3の業務経験は、特別教育修了者に限る

〈 コピー 貼付 欄 〉